

都道府県知事 殿

水産庁長官

平成31年漁期におけるウナギの持続的利用のための資源管理の推進について

ニホンウナギは、その稚魚の採捕量が長期的にみて低水準にあり、平成26年6月には国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストに絶滅危惧IB類（近い将来、野生での絶滅の危険性が高いもの）として掲載されるなど、資源管理の必要性が高まっている。

このような中、関係国及び地域の間で、平成31年漁期（平成30年11月1日から平成31年10月31日まで）におけるニホンウナギ及びニホンウナギ以外の種のウナギ（異種うなぎ）の池入量上限を、平成30年漁期と同等とすることが確認された。

我が国においては、平成27年6月、うなぎ養殖業について、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に基づく農林水産大臣の許可を要する指定養殖業に指定したところであり、平成31年漁期の池入数量の制限を当該許可制度によって行うこととしている。

このような状況の下、ニホンウナギ種苗（以下「シラスウナギ」という。）の採捕及びウナギ漁業についても、資源管理の対策を着実に実施する必要がある。

シラスウナギの採捕については、平成31年漁期の池入実績が池入数量の上限（21.7トン）に達した場合に、これを停止する措置を講じることにより、資源管理を着実に実施することが重要である。さらに、採捕数量報告の適正化を図る必要がある。

また、ウナギ漁業については、全国的な取組として産卵に向かう下りウナギの採捕の制限を推進することとし、これまで内水面の漁業者を中心として資源管理を進めてきているところであるが、今後は、海面でウナギを採捕する漁業を含めてウナギを採捕する漁業者の全てが資源管理に関わる体制を作っていく必要がある。

については、各都道府県におかれては、都道府県内の関係者による資源管理対策に係る話し合いと検討を加速するとともに、別紙1及び別紙2の事項について、関係者に対し指導・助言いただきたい。

(別紙1)

## 都道府県の漁業調整規則に基づくウナギ種苗（シラスウナギ）の特別採捕許可の運用について

### 1 シラスウナギ採捕数量報告の適正化について

ウナギの資源管理は、採捕されたシラスウナギが最終的に全てうなぎ養殖業者の養殖池に池入れされることを考慮し、農林水産大臣がうなぎ養殖業の池入数量に上限を定めることにより実施している。都道府県の漁業調整規則に基づくシラスウナギの特別採捕許可（以下「採捕許可」という。）については、この農林水産大臣による池入数量の制限に整合した運用を行う必要がある。

一方、うなぎ養殖業者によるシラスウナギ池入れの報告数量の総計から輸入数量の総計を差し引いて算出した数量と、採捕許可に基づく採捕の報告数量の総計との間に差異が生じており、シラスウナギ採捕量が多い県を対象に聞取りを行った結果、その原因として、採捕許可を受けた採捕者が指定された県内の出荷先以外へ、より高い価格で販売し、その分の報告を行わないケースも少なくないことなどが指摘された。

適切に採捕報告がなされていないシラスウナギが、うなぎ養殖業者に使用される状況は、我が国のうなぎ養殖業への信頼を傷つけることにつながりかねないほか、池入数量の上限が遵守されることによりウナギの資源管理が適切に実施されているにもかかわらず、当該資源管理への不信を招くおそれもあることから、是正する必要がある。ついては、各都道府県におかれては、今年秋からの採捕許可の実施において、シラスウナギの採捕数量報告の適正化の観点から、以下の措置を講じられたい。

- (1) 採捕数量と出荷先ごとの出荷数量についての定期的な報告を採捕者に義務付けること。
- (2) 採捕数量の報告を徹底するため、正しく報告を行わなかった者に対して翌年漁期の許可を行わないことを原則とすること。
- (3) 採捕者数について管理が行き届く範囲内の妥当な人数とすること。
- (4) 都道府県内においてシラスウナギの安定的な採捕が見込まれるにもかかわらず、採捕の上限が当該都道府県下の養殖場の池入れに必要な数量よりも相当程度低く設定されているようなケースは、未報告を発生させる要因にもなることから、シラスウナギの安定的な採捕が見込まれる都道府県においては、採捕数量の上限を当該都道府県下の養殖場のニホンウナギの池入れに必要な数量を満たすものとする。
- (5) 採捕した種苗の出荷先をあらかじめ指定する場合には、当該出荷先に出荷することを遵守させること。
- (6) 許可を受けた採捕者が指定された出荷先以外に、より高い価格で販売

し、その分を報告しないケースなどが指摘されていることから、都道府県において指定された出荷先への販売価格を設定している場合において、その設定価格が、市場価格に比べて低いときには、そのことが未報告を発生させる要因となっていないか再点検し、必要な運用の見直しを行うこと。

なお、その際には、採捕者やうなぎ養殖業者で構成される協議会を設けること等により、関係者間の調整を図ることについても留意されたい。

## 2 採捕期間について

採捕許可の期間は、原則として、平成30年12月1日から平成31年4月30日までの間で設定することとし、養殖用種苗の需要見込み量を勘案する一方で、ウナギ資源の保護に必要な河川遡上量の確保の観点から、適切な期間を設定されたい。なお、土用丑の日の前後の需要期における養殖ウナギの安定供給のため早期にシラスウナギが必要となる場合には、採捕開始時期を12月1日より前に設定して差し支えないものの、前倒しする期間を上回る採捕許可終了時期の繰上げを行うとともに、漁業調整上の問題を惹起しないよう、隣接する漁場を管轄する関係都道府県と事前に十分調整願いたい。

## 3 シラスウナギ採捕の停止措置について

採捕許可を都道府県内の養殖用種苗の供給に限定して行う場合には、各都道府県下の養殖場のニホンウナギの池入量がそれぞれの上限に達した場合において、ウナギ稚魚の採捕を停止できるよう措置を講じられたい。

また、我が国においては、同じニホンウナギ資源を利用している関係国及び地域で取り決めた内容に即して、うなぎ養殖業における池入数量の制限を行っているところである。

このため、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が平成31年漁期の池入数量の上限（21.7トン）に達した場合に、水産庁の指示に基づき、シラスウナギの採捕を停止できるよう措置を講じられたい。

なお、当該措置については、採捕許可の制限又は条件により対応されたい。

## 4 採捕に関する指導・取締りについて

シラスウナギの採捕に関する指導・取締りについては、シラスウナギの不漁、価格高騰等を背景に、無許可でシラスウナギを採捕するいわゆる密漁が後を絶たないため、関係取締機関と緊密な連携を図り、取締りの徹底を期するとともに、シラスウナギの採捕・流通・輸出等について、不透明な部分がないよう十分把握願いたい。

また、密漁対策として、許可を受けた採捕者とそうでない者を区別するための写真付き証明書の発行や、現場で確認できるワッペンや帽子等の着用の義務化などの措置を検討されたい。

なお、一尾13グラム以下のシラスウナギについては、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）に基づき、毎年12月1日から翌年の4月30日までの間輸出できないので、十分留意願いたい。

#### 5 知事許可漁業への移行について

シラスウナギの採捕については、現在、採捕許可により運用されているところであるが、シラスウナギの適切な管理を強化し、組織的な密漁を防止する観点から、採捕許可により営利の目的をもって毎年行われている実態にあるシラスウナギの採捕については、別添の内水面漁業調整規則例を参考に、都道府県知事の許可漁業に移行し、罰則の強化を図ることを積極的に検討されたい。

(参考)

- ・ 漁業調整規則の特別採捕の許可なく採捕した場合の罰則 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
- ・ うなぎ稚魚漁業を都道府県知事の許可制とした場合の無許可操業による罰則 3年以下の懲役又は200万円以下の罰金

(別添)

都道府県漁業調整規則例及び都道府県内水面漁業調整規則例の一部改正について  
(平成19年8月30日付け19水管第1589号水産庁長官通知) (抄)

I. 規則例の一部改正の趣旨

1 従来、漁業法(昭和24年法律第267号)第65条第1項及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条第1項の規定に基づき、都道府県知事は、水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整のため、①水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止、②水産動植物若しくはその製品の販売又は所持に関する制限又は禁止、③漁具又は漁船に関する制限又は禁止、④漁業者の数又は資格に関する制限等に関して、規則(以下「漁業調整規則」という。)を定めることができるとされていた。

この規則においては、罰則を定めることができるとされており、その上限は、懲役6ヶ月、罰金10万円と定められていた。

2 この漁業調整規則において、都道府県知事は、特定の漁業の許可制や漁業の禁止等の制限又は禁止の措置を定めているところであるが、近年、漁業調整規則において定められた漁業の許可制又は禁止に違反した密漁行為が横行しており、その一因として、漁業調整規則に基づく罰則が低いため、密漁行為の抑止や再犯防止ができていないことがあげられているところである。

このことに対応し、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律(平成19年法律第77号)(以下「漁業法等の一部改正」という。)においては、漁業調整規則において知事が定めた漁業の禁止又は漁業の許可制に違反した操業についての罰則を法律上位置づけ、その上限を懲役3年、罰金200万円まで大幅に引き上げる措置が講じられたところである。

3 この漁業調整規則の制定は法定受託事務とされており、その全国統一的な一定の水準を確保するため、水産庁においては従来より、技術的助言として都道府県漁業調整規則例及び都道府県内水面漁業調整規則例(平成12年6月15日付け12水管第1426号水産庁長官通知)を作成してきたところである。

今回、漁業法等の一部改正に伴い、都道府県において、都道府県知事が定める特定の漁業の許可制や漁業の禁止等の制限又は禁止の措置を改正後の漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項に対応した規定ぶりに見直す必要があることから、都道府県漁業調整規則例(以下「規則例」という。)について、漁業の許可(規則例第7条)及び漁業の禁止(規則例第38条)にかかる規定例を改めることとする。他方、都道府県内水面漁業調整規則例(以下「内水面規則例」という。)については、従来、水産資源が脆弱である、立地条件から水産動植物の採捕が容易である等の内水面の特殊性から一律に採捕行為を許可とすることにより管理が行われてきたところであるが、悪質な密漁行為の抑止や再犯防止のため、漁業の許可(改正後の内水面規則例第7条)及び漁業の禁止(改正後の内水面規則例第53条)にかかる規定例を新たに設けることとする。

また、これに併せ、知事許可漁業にかかる漁獲成績報告書の提出等の規定について所要の整備を行うこととしている(改正後の規則例第58条、改正後の内水面規則例第66条)。

## II. 具体的な改正事項について

### 1 漁業の許可及び漁業の禁止にかかる規定の整備

(1)～(5) (略)

(6) 内水面規則例については、従来の採捕行為の許可制に加え、悪質な密漁行為の抑止や再犯防止の観点から、禁止漁業及び許可制漁業にかかる規定例を新たに設けることとする(近年の密漁の状況に鑑み、「うなぎの稚魚をとることを目的とするうなぎ稚魚漁業等」を例示する(改正後の内水面規則例第7条、第53条)。

## 都道府県内水面漁業調整規則例(抄)

### 第二章 漁業の許可

(漁業の許可)

第七条 次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

一 次に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業

イ うなぎ稚魚(体長〇〇センチメートル以下のうなぎの稚魚をいう。以下「うなぎ稚魚漁業」という。)

ロ しじみ(じょれんを使用するものに限り、漁業法第六十六条第一項の規定による小型機船底びき網漁業(同条第二項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。)の許可を受けて採捕する場合を除く。以下「しじみ漁業」という。)

### 第四章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等

(漁業の禁止)

第五十三条 次の各号に掲げる水産動植物の採捕を目的として営む漁業は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、営んではならない。

一 〇〇(以下「〇〇漁業」という。)

二 . . . . .

(別紙2)

ウナギの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行について

### 1 内水面におけるウナギの漁獲抑制

産卵のため河川から海に下るウナギの保護については、地域ごとの話し合いを進めていただいた結果、内水面漁場管理委員会指示や海区漁業調整委員会指示による禁漁期間の設定、漁業者の自主的措置による禁漁期間の設定や再放流等の取組が各地で実施されているものの、まだ一部の地域にとどまっており十分とはいえない。今般、全国内水面漁場管理委員会連合会と全国内水面漁業協同組合連合会が連携して、全国の内水面において下りウナギの保護に取り組む方針を共同決議したところであり、下りウナギの保護が確実に全都道府県で実施されるよう、未実施の都道府県におかれては、都道府県内における関係者による話し合いを更に促進するようお願いする。

### 2 海面におけるウナギの漁獲抑制

ウナギは内水面のみならず沿岸域にも生息しており、海面においてもその採捕が行われている。ウナギの持続的利用のための資源管理においては、内水面のみならず海面を含めてウナギを採捕する漁業者の全てが一定の役割を果たしていくことが必要である。ついては、近年、内水面においてウナギの資源管理の取組を強化してきていることを踏まえて、海面においても、まずは内水面における下りウナギの保護の効果を損なわないようにするための下りウナギの保護や、ウナギを目的とした漁業における資源管理の強化に向けて、関係者による話し合いを促進するようお願いする。

### 3 第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖について

第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合（以下「漁業権者」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号）第127条の規定により増殖を行う必要があり、ウナギを漁業権対象魚種としている漁業権者の多くは、これまで養鰻業者等からウナギを調達してこれを放流することでこの増殖義務を果たしている。

一方で、近年のニホンウナギの稚魚の不漁に伴い、池入種苗の不足を補うため、東南アジアに生息するビカーラ種やアメリカに生息するロストラータ種等、ニホンウナギ以外のウナギ（以下「異種ウナギ」という。）の稚魚を輸入して養殖する動きが見られており、増殖義務を果たすためにこれら異種ウナギを調

達・放流する可能性が生じている。しかしながら、これまでニホンウナギを対象魚種としている漁業権については、異種ウナギを放流しても増殖義務を果たしていると言えず、またこのような異種ウナギが放流された場合、寄生虫や病原菌が持ち込まれたり、生息場所や餌の競合からニホンウナギの生息が脅かされたりする危険性がある。

このため、各漁業権者が放流によって増殖義務を果たすために養鰻業者等からウナギを調達する際には、異種ウナギが混入していないことを十分に確認し、異種ウナギが放流されることのないよう、関係者への指導をお願いする。

なお、ニホンウナギの漁獲量が長期的に低水準にあることを踏まえ、例えば、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲上げ放流や汲下ろし放流、石倉を応用した簡易魚道の設置を行う等、従来の手法に囚われることなく、これまで以上に増殖行為の多様化・効率化に取り組まれるよう、漁業権者を指導・助言いただきたい。



( 参 考 )

## 産卵のため河川から海に下るウナギの保護に取り組む都道府県

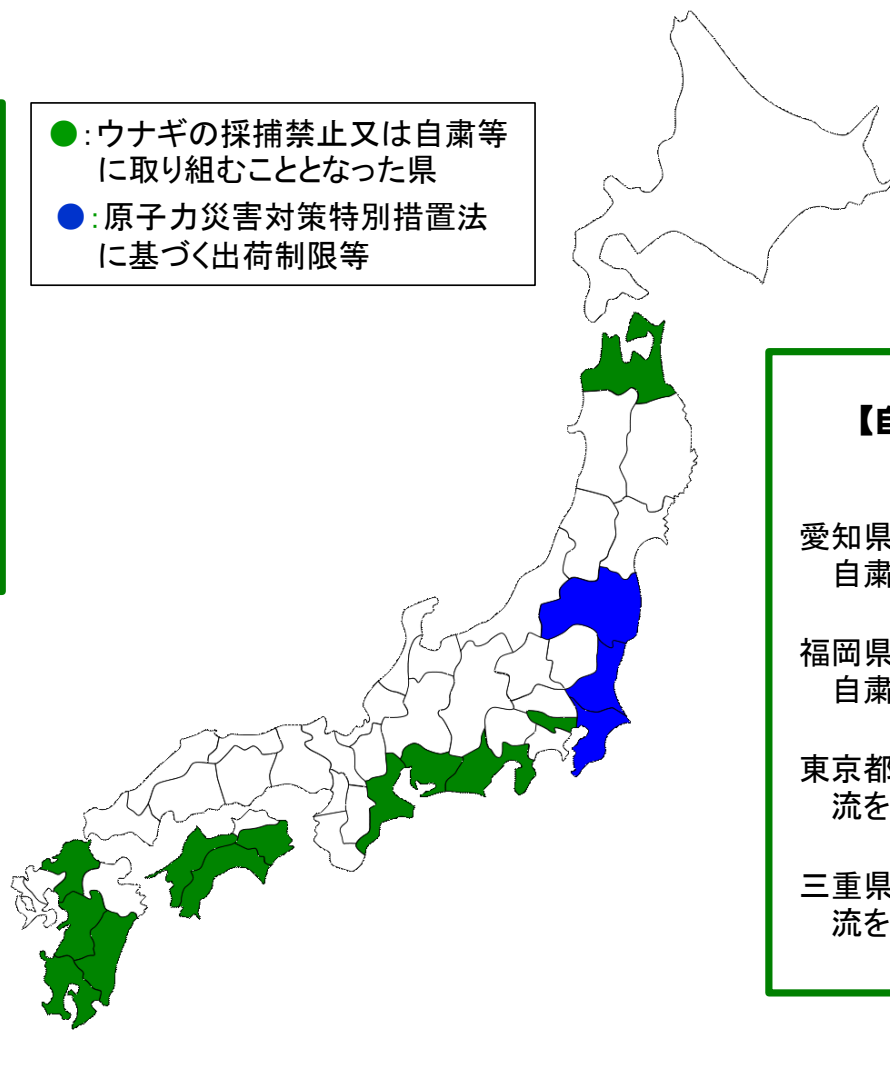
### 【委員会指示によるウナギ採捕禁止】

鹿児島県 :10月～2月(内水面・海面)  
宮崎県 :10月～3月(内水面)  
熊本県 :10月～3月(内水面・海面)  
高知県 :10月～3月(内水面・海面)  
青森県 :10月～5月(内水面)  
愛媛県 :10月～3月(内水面・海面)  
徳島県 :11月～3月(内水面・海面)  
静岡県 :10月～2月(内水面)

### 【原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等】

・福島県 阿武隈川  
・茨城県 利根川  
・千葉県 利根川

●:ウナギの採捕禁止又は自粛等  
に取り組むこととなった県  
●:原子力災害対策特別措置法  
に基づく出荷制限等



### 【自主的な取組】

愛知県:下りウナギの漁獲  
自粛や再放流を実施。

福岡県:下りウナギの漁獲  
自粛や再放流を実施。

東京都:下りウナギの再放  
流を実施。

三重県:下りウナギの再放  
流を実施。